

貸与型

- ・市の給付型奨学資金との併用が可能です。
- ・ご希望の方は、給付型奨学資金の募集要項も併せてご確認ください。

①

令和7年度 那須塩原市奨学生募集要項（国内進学）

- 那須塩原市では、令和7年4月に在学（入学）予定の奨学生を募集します。
- 市の給付型奨学資金及び市以外の奨学資金との併用が可能です。



1 制度の趣旨

- 学業成績が優秀かつ品行方正で、修学に当たり経済的支援が必要な人に対し、学資の貸与を行うことによって、教育の機会均等を図り、もって人材の育成に資することを目的としています。

2 申込資格

- 次の①～⑦の全てに該当する人
 - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の専門課程に在学する人（令和7年4月に入学する人を含む。）
 - ② 修学に当たり経済的支援が必要な人で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和5年中の認定所得金額（※）が別紙2（表3）の収入基準額以下であること。（別紙1「所得計算表」により算出することができます。）
 - ③ 本人又は保護者が市内に住所を有する人
 - ④ 学業優秀で品行方正である人
 - ⑤ 市税を滞納していない人
 - ⑥ 次の要件を満たす連帯保証人（2名）を付すことができる人
 - 1名は保護者、ほか1名は別世帯の者であること。
 - 成年者で独立の生計を営む者であること。
 - 確実な保証能力があること。
 - ※ 特別な事情により連帯保証人の資格を欠いた場合は、別の連帯保証人を付すことになります。
 - ⑦ 申込に当たり、「7 申込手続」に掲げる必要な書類を提出できる人
 - ⑧ 中学校または高等学校卒業後5年以内の人
 - ※成績に関する記録の保存期間は、学校教育法施行規則により卒業後5年となっています

（※）認定所得金額とは

父母又はこれに代わって家計を支えている人（単身赴任者のように実際に居住が別でも、経済的に一体性がある場合には同一世帯として取り扱う。）の1年間の総収入金額から必要な経費（給与所得者は、別紙2（表2）に掲げる算式による算出した控除額）及び別紙2（表3）に掲げる特別控除額を控除した金額をいう。

3 貸与金額

- 高校生、高等専門学校生 月額1万8千円
- 短大生、大学生、専修学生 月額3万円又は5万円（いずれか選択）

4 貸与条件

- 無利子
- 貸与期間は、奨学資金を受けるに至った月から、その学校の正規の修了月までとし、原則として3か月分をまとめて口座に振り込みます。(例：4、5、6月分を5月に振込)

5 貸与人数

- 13人程度(うち高校生・高等専門学生 若干名)

6 返還方法及び期間

- 貸与が終了した月の翌月から起算して、貸与期間の4倍の期間以内に返還
- 月賦、半年賦、年賦の方法により返還

7 申込手続

(1) 提出書類

- 次の①～⑥を提出してください。

① 貸与型奨学資金申請書(様式第1号)

※ 特別控除欄の記入は、「特別控除額表(別紙2(表2))」を参照してください。

② 出身学校長又は在学学校長の奨学生推薦調書(様式第2号)

※ 評定欄については、各学校の調査書等の添付で代用可(それ以外の欄は記入要)

※ 高等学校を既卒の場合で、出身学校長の奨学生推薦調書を取得することが困難な場合は、高等学校の調査書等のみの提出でも可

③ 本人の納税証明書

④ 同一生計を営む者の全員の住民票の写し

⑤ 同一生計を営む者の所得を証する証明書

⑥ 貸与型(国内)奨学資金チェックリスト

「納税証明等取得承諾書」の添付があれば、提出不要

- ③、④、⑤については、別紙「納税証明等取得承諾書」の添付があれば、提出不要です。

- また、様式は、市役所ホームページ(<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>)からもダウンロードできますので、御利用ください。

(2) 提出先(郵送可)

- 那須塩原市教育委員会事務局 教育総務課総務係
〒329-2792 那須塩原市あたご町2-3 (那須塩原市役所 西那須野庁舎3階)

(3) 受付期間

- 令和6(2024)年10月1日(火)～令和6(2024)年12月2日(月)

※当日必着

8 選考と決定

- 那須塩原市奨学生選考委員会で選考し、教育委員会が決定します。
- 貸与の可否については、1月頃、本人に通知します。

9 貸与決定後の手続

- 貸与決定通知があったときは、誓約書（様式第5号）及び連帯保証人の印鑑証明書を提出してください。
- 在学中は、毎年、「在学証明書」及び「成績証明書」を提出していただきます。

10 注意事項

- この奨学資金は、申請者本人が貸与を受け、卒業後に返還していくものです。貸与金の返還は、申請者本人が行うことになりますので、十分に検討の上、お申込みください。また、返還の開始時に奨学資金借用証書（様式8号）、連帯保証人の印鑑証明書及び奨学資金返還明細書（様式9号）を提出してください。

《参考》 貸与型奨学資金を借りてから、返還が終わるまで

■ 貸与について

例えば、大学4年間、月額5万円の貸与を受けた場合、貸与総額は240万円となります。

【計算方法】

- ・ 貸与総額 : 2,400,000円 (50,000円×4年間(48月))

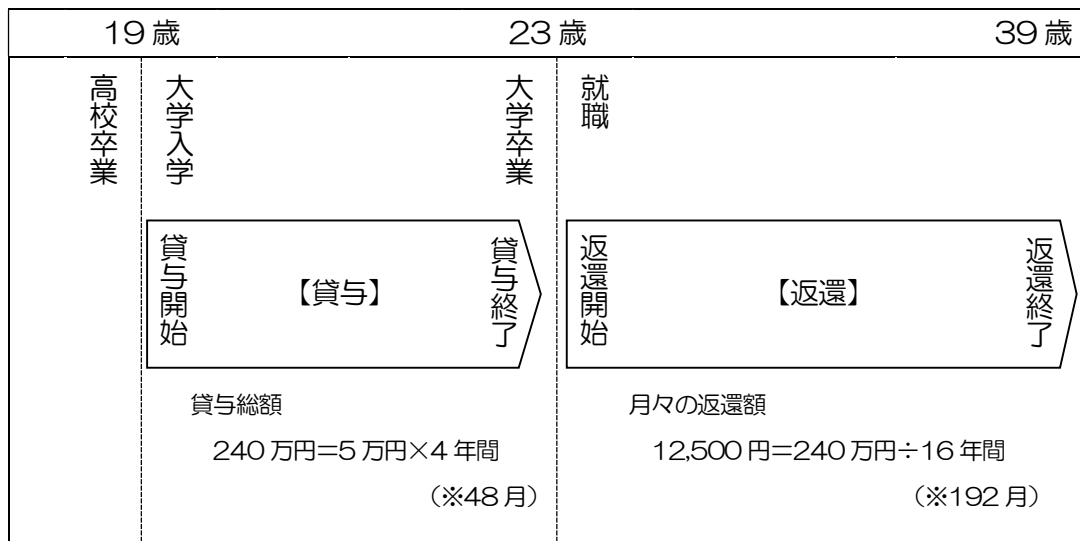
■ 返還について

例えば、貸与期間4年間の4倍である16年間で月賦で返還する場合、月々の返還金額は、月額12,500円となります。

【計算方法】

- ・ 貸与総額 : 2,400,000円 (50,000円×4年間(48月))
- ・ 返還期間 : 16年間 (貸与期間4年間×4倍)
- ・ 返還総月数 : 192月 (16年間×12月)
- ・ 月々の返還金額 : 12,500円 (2,400,000円÷192月)

【イメージ図】



※大学卒業後、大学院等へ進学する場合は、申請により在学期間中の返還が猶予されます。